



NEWS LETTER

発行:水資源・環境学会

NEWS LETTER No.77

2018年4月25日

2018年度 水資源・環境学会 第35回研究大会のご案内

大会テーマ :

「岐路に立つ水源開発～市民社会

・研究者は、何ができるか～」

【研究大会開催日時】

2018年6月2日(土) 9時35分(受付9時20分～)

【大会会場】

拓殖大学・文京キャンパス C館406教室

東京都文京区小日向3-4-14

最寄り駅:東京メトロ丸の内線 茗荷谷駅(徒歩3分)

目次

2018年度 第35回研究大会のご案内	1
2018年度 研究大会プログラム	2
2018年度 研究大会発表要旨	3
2018年度 夏季現地研究会ご案内	5
2017年度 冬季研究会報告	6
事務局からのお知らせ	8

開港地・横浜で、近代的な上水道が敷設されて130余年。上水道は、基礎的インフラとして、私たちの生活を支えてきた。水道整備が進むのは高度成長期、厚生省による補助制度が制度化される一方、河川法改正(1964年)を経て、大規模水源開発が進み、それに対応するように、水道の広域化も進められた。1860年段階で、全国平均53.4%だった水道普及率は、いまや97.9%(2015年)になっている。しかし、人口減少・節水機器の普及による水道使用量の減少が顕著になる中で、高度成長期に制度化された大規模水源開発のシステムは、もはや時代にそぐわなくなっている。他方で、高度成長期に整備された水道インフラは設備更新の時期を迎え、耐震化などの新たな課題も抱え込む。

そして、2017年3月に、水道事業の本格的な民営化を可能にする水道法改正案が閣議決定され(この時は廃案)、2018年通常国会にも再上程される見通しである。明治以来、市町村公営主義で行われてきた水道事業は、新たな課題を抱え込む。様々な課題・問題が目白押しのように押し寄せてきているのが、今日の水源開発・水道事業である。こうしたなかで、研究者は何ができ、また、何をすべきだろうか。市民社会との協働も見据えて、この問題を考えてみたい。

研究大会実行委員長 奥田 進一(拓殖大学)

【大会会場へのアクセス】

東京メトロ丸の内線
茗荷谷駅下車徒歩3分

C館 406教室
(右図参照)

・研究大会終了後に懇親会を予定
しています。
懇親会費:5000円(当日徴収)



☆☆ 研究大会プログラム ☆☆

9:20～ 受付 (C館 406教室)

開催校挨拶

9:35-9:40

奥田 進一 (拓殖大学)

自由論題

座長 : 伊藤 達也 (法政大学)

9:40-10:00 台湾における市民運動の原動力と法制度への影響 ～美濃ダム反対運動を中心として～

奥田 進一

10:00-10:20 土地から切離された水アクセス・ライセンスへの転換とその法的問題 ～オーストラリアの水法改革と水利権原の性質をめぐって～

宮崎 淳 (創価大学)

10:20-10:40 オーストラリアの水政策形成に対する「認識共同体」概念の適用

○木下 幸雄 (岩手大学)

マーティン シャナハン、ベサニー クーパー (サウス・オーストラリア大学)

10:40-11:00 琵琶湖保全再生計画の試金石 ～クリティカルポイント・赤野井湾の事例から～

秋山 道雄 (滋賀県立大学名誉教授)

座長 : 宮崎 淳

11:00-11:20 河童による水辺環境保全運動の特徴と地域振興効果

伊藤 達也

11:20-11:40 名古屋市におけるふるさと納税を活用した流域連携 ～木曾三川流域自治体連携会議の取り組み～

○岡本 真帆 (法政大学卒業生)・伊藤 達也

11:40-12:00 流域の多義性を踏まえたガバナンス論の枠組み

大塚 健司 (アジア経済研究所)

12:00-13:00 昼食休み

13:00-13:30 **総会** (学会賞・奨励賞の表彰、理事会を含む)**基調講演・パネルディスカッション**

座長 : 奥田 進一

13:30-14:30 【基調講演】 都市と水資源 ～東京を例として～

守田 優 (芝浦工業大学副学長)

14:40-15:10 【テーマ論題1】 水道事業の広域化の歩みと水道法改正 ～これまでの広域化／これからの広域化～

梶原 健嗣 (愛国学園大学)

15:10-15:40 【テーマ論題2】 新自由主義と社会的共通資本と水道事業

関 良基 (拓殖大学)

15:40-16:10 水道事業と市民社会の関わりを史的に考える

飯岡 宏之 (SUW研究所)

パネルディスカッション

コーディネーター 奥田 進一

パネリスト 守田 優、梶原 健嗣、関 良基、飯岡 宏之

17:55-18:00 閉会挨拶

秋山 道雄

18:30-20:00 懇親会 (会費 5000円: 当日徴収)



2018年度 研究大会 発表要旨

【自由論題】

1 「台湾における市民運動の原動力と法制度への影響～美濃ダム反対運動を中心として～」

奥田進一（拓殖大学教授）

台湾高雄市美濃区では、1992年から同地区におけるダム建設をめぐる住民による激しい反対運動が展開されたが、2000年に中央政府がダム建設の断念を発表して事態は終息に向かった。当該市民運動は、台湾における市民運動の成功事例として、また、その後の新しい社区（コミュニティ）形成のモデルとして語られることが多い。しかし、その運動の源には、1953年に始まる土地改革をめぐる法整備の不備、あるいは巨大資本による乱開発に対する市民の粘り強い抵抗の歴史があった。他方で、民主化後の台湾では、かかる市民の不満や抗議を、立法によって受けとめようとする傾向が存在する。本報告では、台湾の美濃反ダム運動を軸として、その基盤となった複数の市民運動を時系列的に概観するとともに、その後の土地法や水利法等への影響も紹介し、司法的解決を最終手段とするわが国との差異を浮かび上がらせることを目的とする。

2 「土地から切離された水アクセス・ライセンスへの転換とその法的問題～オーストラリアの水法改革と水利権原の性質をめぐる～」

宮崎 淳（創価大学法学部）

本報告は、水利権市場が確立しているオーストラリアにおける水利権原(water entitlements)の転換に伴う法的問題について取り扱う。効率的な水取引のためには水利権原を土地から切離させ、財産権としての性質を確立させる必要がある。このような要請は、同国の水法改革における主要な課題の一つであった。そこで、ニューサウスウェールズ州は、2000年水管理法を制定して1912年水法の制度からの移行を図った。すなわち、土地と不可分な関係にある掘抜井戸ライセンスから、土地から切離された水アクセス・ライセンスへの転換を進めたのである。この際、旧ライセンスの採取量より新ライセンスのそれが減少した場合に、この切替えは連邦憲法51条31号に定める正当な条件（正当な補償）によらない「財産権の取得」を州にもたらしたのではないかとの疑義が生じた。この問題につき州最高裁判所は、ICM Agriculture v. Commonwealth (2009) 240 CLR 140; [2009] HCA 54の判決を下した。当報告では水利権原の転換に言及したあとで、それに伴い発生した問題について本判決を分析して検証する。

3 「オーストラリアの水政策形成に対する「認識共同体」概念の適用」

○木下幸雄（岩手大学）

マーティン シャナハン, ベサニー クーパー
(サウス・オーストラリア大学)

新しい政策の展開をもたらす力は果たして何であるかということは、学術面で、また、政策実務の面でも興味深い問題である。本報告では、「認識共同体 (epistemic community)」概念を用いて、オーストラリア、とりわけマレー・ダーリング集水域における水政策の形成について考察する。「認識共同体」とは、専門的知識、刊行物、活動を通して、ある特定分野についての政策形成に関係している専門家のネットワークを捉える概念である。政策目標として、水利効効率 (water-use efficiency)、環境用水 (environmental water)、また政策手段として、水市場 (water markets)、水利権買い戻し制度 (water buy-back) といった同国の特徴的な水政策に着目し、それらがどのように生起し、普及し、政策議論へと波及していったかについて、研究論文・報告や行政文書のデータベースを材料にして検証を試みる。この検証結果をもとに、「認識共同体」を構成する研究者や政策実務者が、近年の水政策改革においてどのように機能したかを考察するとともに、政策論的含意を述べる。

4 「琵琶湖保全再生計画の試金石～クリティカルポイント・赤野井湾の事例から～」

秋山道雄（滋賀県立大学名誉教授）

2015年秋に琵琶湖保全再生法が成立し、それにもとづいて2016年度末（2017年3月）には、琵琶湖保全再生計画が策定された。報告者は、琵琶湖研究と琵琶湖をめぐる実践が新たな段階を迎えたのを契機に、昨年度の研究大会で琵琶湖保全再生計画がおかれた歴史的な背景と今日に至る経緯を整理し、同計画がもつ課題を報告した。そこで今回の報告では、琵琶湖の保全再生をめぐる課題が顕著に顕在化している（その意味でクリティカルポイントである）赤野井湾に焦点をあて、琵琶湖の保全再生をめぐる課題の具体的な態様を明らかにしていく。現在、琵琶湖に関わる環境問題としては新たな状況が生み出されている。それは、かつての化学物質による汚染や有機汚濁等水質に関わる問題から進んで、生物多様性の保全という問題である。赤野井湾は、琵琶湖総合開発事業を通じて場の特性が一変するという経験を経た後、水質、アメニティー、生物多様性をめぐる環境問題が複合して顕在化してきた場所である。それゆえ、赤野井湾の抱える問題にいかに取り組んでいくかが、琵琶湖保全再生計画の帰趨を定める1つの試金石となっている。

5 「河童による水辺環境保全運動の特徴と地域振興効果」

伊藤達也（法政大学）

本発表は、水辺環境保全運動の特徴を、河童という存在を通じて明らかにしようとするものである。全国に広がる水辺環境保全運動は、様々な生物を指標にして活動を行っている。全体の水辺環境保全運動を見ると、魚類を代表とする水生生物保全の観点から行われる運動が多い（例、サツキマス、鮎、鮭、カブトガニ、ホタル等）が、恐らく全国で最も保全対象とされているのは河童ではないであろうか。河童はその棲息が確認されていない抽象的存在ではあるものの、河童を対象とした水辺環境保全運動の特徴を検討していくことには、大きな価値があると考えられる。加えて、こうした水辺環境保全運動を通じて地域振興を図ろうとする運動が全国で増加していることにも注目したい。「開発（振興）と保全」は対立概念で捉えられることが多いものの、保全運動が地域振興と連動して行われた場合、両者は両立可能な運動として評価することができよう。本発表では、河童の本拠地とされている福岡県久留米市田主丸町を事例に、現地で行ったアンケート調査の結果を中心に考えていきたい。

6 「名古屋市におけるふるさと納税を活用した流域連携～木曾三川流域自治体連携会議の取り組み～」

○ 岡本真帆（法政大学卒業生）
伊藤達也（法政大学）

高度経済成長により、中山間地域では、人口減少により様々な社会問題を抱える。本発表では、地域活性化に取り組む事例として、木曾三川流域において多様な上下流交流を行う木曾三川流域自治体連携会議の活動を取り上げる。また、名古屋市上下水道局に寄せられたふるさと納税の寄附金を上流の森林整備に充て、木曾三川流域自治体の特産品を寄附者に返礼品として提供する、ふるさと納税を活用した取り組みに焦点を当て、流域連携への影響を、長野県木祖村での聞き取り調査をもとに考察する。ふるさと納税を活用した取り組みでは、生産者、寄附者、地域住民等、多くの人を巻き込むことができ、流域連携の面的な広がりを見せた。流域連携は、川という1本の繋がりから多くの自治体が広域に渡って連携し、考え方の異なる自治体、似た境遇の自治体と交流することで、特色を生かした新しい考え方が生まれ、地域活性化にプラスに作用していくと考える。

7 「流域の多義性を踏まえたガバナンス論の枠組み」

大塚健司（アジア経済研究所）

本報告では、ガバナンスのダイナミズムという視点から、流域ガバナンス論を再検討すべく、多義的な流

域概念を踏まえたガバナンス論の枠組みを提示する。流域の水問題を解決するために、政府、企業、住民、NGOなど流域に関わる各主体が問題の所在をどのようにとらえるかによって、問題解決の考え方が異なり、そのため合意形成が難しくなる場面がしばしば見られる。ここでは流域を「水文学的、経済的、政策的、生態学的、文化的な諸次元からとらえられる多義的な自然・社会複合システム」としてとらえ、流域ガバナンスにおいて問題解決に関わる各主体が、流域の水問題の「連環性」（要素間のつながりと相互作用）をどのようにとらえているかに注目する。この連環性という視点を導入することで、問題解決をめぐる各主体がどのような認識枠組み（フレーム）を持ち、それに対してどのようにアプローチするのかを明示的に分析していく。そうして、それら問題の連環に対する認識やアプローチを相互に調整しながら関係主体間の協働解決のあり方を探求していくことが可能となる。

【基調報告】

「都市と水資源～東京を例として～」

守田 優（芝浦工業大学副学長）

徳川家康の幕府開闢以来、江戸（東京）の課題は常に水資源確保にあり、それは自然条件との闘いでもあった。都市は自然条件によって規定されるが、東京のそれは巨大都市とそこに居住する人々を涵養するにはあまりにも不利なものであった。この不利な状況を、先人たちは先鋭な土木工事とそれを可能にする技術革新によって克服してきた。とくに、近代以降は巨大ダム の築造によって巨大都市の水資源を確保することに成功した。しかし、人口減少社会の到来を迎えて、もはや従来の発想により水資源を確保する必要はなくなり、過去に設置された水利施設の維持管理等に新たな課題も指摘されている。本講演では、東京の自然条件と水資源確保の経緯を、有史以前から説き起こし、都市と水資源との関係性を明らかにすることを目的とする。

【テーマ論題】

1 「水道事業の広域化の歩みと水道法改正～これまでの広域化/これからの広域化～」

梶原 健嗣（愛国学園大学）

水道法改正案は、日本の水道行政の骨格を変えうる大改正である。その意味で、新水道法といっても過言ではない。1890年の水道条例、1957年の水道法を通じて、日本の水道行政の骨格は、市町村による上水供給であった。その後、水資源開発の分野で、大規模・広域開発の仕組みが整えられていくにつれて、水道法でも広域水道の仕組みが整えられていく。現在では、都道府県が市町村に広域的に上水を供給する水道用水供給事業は、全供給量の3割を占めている。近30年の開発水量の大部分は、こうした広域開発による増加分である。このよう



に、水道用水供給事業を核とする水源開発の仕組みが、近年では事実上の中心だったとしても、水道法のスキームはあくまで末端事業者である市町村が中心であった。広域化についても、市町村が広域化を都道府県に要望し、これに都道府県および国が応えるという仕組みであった。しかし、この骨格が大きく変更されようとしている。本報告では、水源開発の大規模化と連動した「水道の広域化」の歩みを概観しながら、新水道法によって示された水道行政の新しい方向性について考える。

2 新自由主義と社会的共通資本と水道事業

関 良基 (拓殖大学)

「新自由主義」が席捲する中、万物は私有化・商品化され、従来の公共サービスも民営化されるべきであ

るという風潮が広がり、世界各地で水道事業の民営化も行われてきた。「官」による管理が非効率性を生むという主張は一理ある。実際、東京都のように新規の利水ダム計画がある地域では、水需要の減少に向かう状況を直視せず、ダム建設を正当化するための過大な水需要予測がまかり通ってきた。これは政府の失敗である。他方で、人口と水需要の減少を理由に、民営化が必要であるという理屈にも正当性はない。実際、世界各国の水道民営化の実験結果には失敗が多い。これは、水という財そのものが市場原理に任せた供給に馴染まない「社会的共通資本」としての特質を持つからである。ケインズ主義的な「官」による管理も、市場原理に任せた「民」による管理もともに問題がある。本報告では、官か民かという二者択一を迫る論理を乗り越え、社会的共通資本として管理する方向性を考えたい。

2018年度 水資源・環境学会 夏季現地研究会 ご案内

「京の都を支えてきた保津川 水運の歴史と水害とのたたかいを学ぶ」

日程：2018年8月19日(日)～20日(月)

2018年度の夏季現地研究会は、琵琶湖淀川水系のひとつ、京都を流れる桂川の上流、保津川（大堰川）を訪ねます。1日目には、上流部に建設された大規模多目的ダム「日吉ダム」を見学します。日吉ダムは、戦後頻発した洪水被害の軽減や増大する水需要への対応を目的として1961年に計画され、激しい反対闘争などもへて1997年に完成しました。日吉ダムの建設に際しては200世帯以上が移転を余儀なくされました。そこで、当時の建設省は地域振興に寄与する「地域に開かれたダム」として、堤体内部の見学コースの整備や温泉施設や公園などの周辺整備を行い、現在では年間90万人近くが訪れるようになるなど、一定の成功を収めた事例とされています。

2日目は、下流の亀岡市を訪れます。内陸部の自治体としては全国で初めて「海ごみの発生抑制」を総合計画に掲げ、さまざまな取り組みを展開している亀岡市の取り組みを学ぶとともに、現在、工事が進められている保津川かわまちづくりの現場を見学します。そして、今年で開航412年目を迎える保津川下りに乗船し、文化財にも指定された江戸時代から変わらない保津川伝統の操船技術を実感していただきます。

今回の現地研究会では、ダムの功罪や水運文化の伝承、そして環境保全活動など、多面的に川を見つめ直し、これからの河川研究の進むべき方向をみなさまとともに考えたいと思います

【日程】

8月19日(日) 13:00 JR嵯峨野線亀岡駅に集合。レンタカーに分乗して、保津川に沿って北上。日吉ダム到着後、ダムの堤体内部や日吉町郷土資料館、スプリングスひよしを見学。

宿泊先： ひよしフォレストリゾート山の家 <http://yamano-ie.jp>

(京都府南丹市生畑ツノ元下16 電話：0771-72-3535)

8月20日(月) 10:00 亀岡市役所にて、内陸部からの海ごみ発生抑制「川と海つながり共創プロジェクト」について亀岡市環境政策課担当者より解説。昼食後、保津川かわまちづくりの現場を視察ののち、保津川下りに乗船。15:00頃、嵐山(京都市)にて解散。

参加費： 概ね 1万5千円(参加人数により多少前後します)

*今回の現地案内は、原田禎夫(理事・大阪商業大学)が担当します。研究のかたわら、NPO法人プロジェクト保津川代表理事として、保津川の環境保全活動や水運文化の伝承に取り組み、保津川かわまちづくり推進協議会委員や亀岡市総合計画審議会委員として、保津川をめぐる政策立案に関わってきた経験をもとに、みなさまをご案内したいと思ひます。ぜひご参加ください。

(申込期限と申込先) 2018年7月31日(火) 【厳守】

宿舎の確保の都合上、期限は厳守してください。遅れた方は各自で宿泊の可否を「ひよしフォレストリゾート山

家」に確認願います。参加希望者は、「氏名・所属・携帯電話番号・メールアドレス」を下記までメールでお送りください。

送付先 原田禎夫 E-mail: harada@daishodai.ac.jp

2017年度 冬季研究会 報告

テーマ： 「自然再生と環境教育」 磯部 作（放送大学・客員）

2017年度冬季研究会は、「自然再生と環境教育」をテーマとして開催した。最初に、秋山道雄氏（滋賀県立大学・名誉）より、開会にあたっての挨拶と趣旨説明が行われ、自然再生の営みを持続可能なものにするためには、次の世代にその構想と実践を手渡していくことが欠かせず、環境教育は不可欠であると提起された。



第一報告は桜井 良氏（立命館大学）の「里海教育の可能性：中学生を対象とした海洋学習プログラムの事例（瀬戸内海）より」であった。

里海を保全していくためには、海洋について理解や関心を深めるための教育がこれまで以上に必要と指摘された後、全国に先駆けて漁師によるアマモの再生活動や海底ごみの回収などが行われてきた岡山県備前市日生町の日生中学校における海洋教育を紹介された。それは、漁協やNPOとの連携のもとに全学年を対象に総合学習として取り組んでいるもので、地域を知ること、生態系の修復への貢献への理解などを教育目標としており、カキの種付け、流れ藻の回収、漁師への聞き書き学習などを行っている。研究目的は、この教育が生徒に与える教育効果を把握することで、海洋教育の意義を明らかにすることとしており、参与観察や中学生への聞き取り調査を行い、生徒との会話の中から教育効果を探っている。インタビューの結果は、日生の海の印象、漁師さんのイメージなどについて質問ごとに回答内容を分類分けし、学年ごと・授業を受ける前後で比較するとともに、テキストマイニングなどで分析している。その結果、高学年になると多様な言葉で日生の海、人と海とのつながり、歴史を説明できるようになること、1年生の最初の1学期間でも日生の海に対する意識に大きな変化があることなどを明らかにしており、日生中学校の海洋



学習は概ね教育目標通りの成果を出している、将来にわたって日生の海とかかわっていく人材の育成に貢献しているとまとめている。教員の転勤がある中での持続可能性をどうするかなどを課題として指摘された。

第二報告は瀧健太郎氏（滋賀県立大学）の「小さな自然再生と環境学習—守山市吉川川ほか数種の事例から—」であった。

「小さな自然再生」を、自己調達でできる資金規模で、多様な主体による参画と共同が可能であり、修復と撤去が容易であるものと定義し、小さな自然再生研究会で作成した全国的事例集が紹介された。守山市の吉川川の取り組みは、滋賀県立守山高校のホタル再生プロジェクトで、守山市役所やNPOなどの協力で行っている。とりあえずやってみるとして、高校生がホタルの生きていく環境を調べて特徴を書いている。ホタルの幼虫が入るように護岸に土の入ったプランターを置き、川底がフカフカになるように子どもを川で遊ばせる川ガキプロジェクトをしている。明るい場所ではホタルが飛翔しないので、ブラインドを閉めてもらうように川の周囲の家に高校生がお願いに行っている。幼虫が流されないようにバグゴウ（上向水制）を設置して河床変動解析もしている。サーモグラフィーで湧水のあるところも探している。この活動は、守山市役所などの多様な主体が見守っているが、主役は高校生で、それを大人が応援しており、子ども達が環境再生にかかわることで大人も動かしているのである。兵庫県の川では、農業用の堰を一斉に開け、子ども達も川底を耕し、生物が復活している。自然再生は指標種の復活だけでなく社会システムの前進であり、川だけでなく流域全体が健全であってその地域が再生するのである。近江八幡市立小学校の総合学習プログラムでは、環境学習と防災学習を統合して行っており、ハザードマップを作成するなどして防災意識が高まっている。



第三報告は原田禎夫氏（大阪商業大学）の「内陸部からの海ごみ発生抑制に向けた環境教育の展開～こども海ごみ探偵団（亀岡市）の取り組みから～」であった。

まず、年々深刻化する海ごみの大半は陸側から川を



通じて流出したものであることを指摘された後、亀岡市の保津川下りが行われている保津川でもプラスチックを中心としたごみ問題が深刻化しており、NPO法人プロジェクト保津川を立ち上げ、亀岡市が内陸部の自治体としては全国ではじめて総合計画に「海ごみの発生抑制に取り組む」ことを明記し、海ごみサミット2012亀岡保津川会議を開催して亀岡保津川宣言をだしたことが報告された。宣言の具現化をめざして川と海のごみを減らす取り組みが始まり、亀岡では「川と海つながり共創プロジェクト」がスタートし、小学校で出前授業などを行い、そのなかでより深く学ぶために「こども海ごみ探偵団（亀岡市）」の取り組みが行われている。プロジェクトでは、亀岡市自治会連合会や船頭の組合、JR、農協、商工会議所、漁協などがいっしょに活動しており、河川環境の保全、川の文化に伝承、地域活性化を目指して、その中核が「こども海ごみ探偵団」である。そこでは、身近な保津川流域を中心に、源流域、河口域、海域について総合的に川と海のごみ問題などを学習することを行い、未来の世代に繋いでいくようにしている。ごみを拾うだけでなく、ごみを分類して調べることをしており、ペットボトルが多いことなどを明らかにしている。学校での取り組みを深め、海ごみと川ごみとの共通の課題、河川と海岸ならではの課題などについて体験を通じて学ぶことができている。



総合討論では、高橋氏（滋賀県立大）より、グローバルな海ごみ問題にローカルに取り組むインセンティブは何かと質問があり、原田氏は、子ども達が長期的に成長していくことなどがあると答えられた。伊藤氏（法政大）の海がきれいになったとはどういうことかという質問に対し、桜井氏が見た目は変わらなくてもアマモがあることなど丁寧にみていくことなどを答えられた。足立氏（英晃コンサルタント）からは、三報告が小・中・高を対象にしたことについて質問され、原田氏が、小学生は保護者も一緒に来てくれるため保護者も一緒に学んでくれると言われた。宮永氏（京都産業大）の、自然再生はどのような自然の生態系に対応するか、環境教育の成果や効果をどう判断するかという質問に対しては、瀧氏は、今回はホテル生息地を復活できたが、復活で



きなかったとしても、なぜその場所がそのような状況になったのかを学ぶことが環境学習であると言われた。原田氏は、地域を好きだと思えることが幸福度につながるのではないか、桜井氏は、日生の過疎化の中で町を出ても、教育効果は心の中で日生の応援団になり、帰郷することなどではないかと言われた。瀧氏は、水害の際の避難行動などの結果で環境教育の効果は計れるのではないかと言われた。花田氏（大阪産業大学）は、環境教育の効果を数字で出すことの大切さもあり、感想だけでなく、分かったこと、もう少し知りたいことなどを聞くことが大切で、また、地域に対する意識を持つこと、漁師さんなどに聞くことなどが重要であると言われ、これに対して、原田氏は船頭さんの変化を、桜井氏は漁師さんが子どもの質問に対して勉強してくることなどの変化と、何を評価するのが大事で、研究としてだけでなく、一年間参加して信頼関係を作ることを重視することが第一と言われた。また、山田氏（愛知県）から東日本で防波堤を造っている現状についてどう考えるかとの問題提起があり、桜井氏は、体験型学習を通じて地元の海を知ることが最初ではないかと言われた。足立氏の環境教育活動の継続性についての提起に対しては、瀧氏は、活動そのものが楽しいかどうか重要で、継続性は学校ですることが良いのではないかと。原田氏は、小中学校の先生の発表などを研究者が入って重ねていくことが必要、桜井氏は、小中高さらに大学が連携して一貫教育をすることで持続的になると言われた。



これらを受けて、司会の筆者が、大規模な破壊をどうするかは自然再生推進法成立当時から議論があったが、今日は、身近な所で、子ども達がどうするか、環境教育としてどのようにするかが提起された。組織については、漁協や船頭の組合や行政などをどう巻き込むかなどについて提起された。今後、今日の議論から、社会教育や生涯教育を含めて、学会としてどう取り組んでいくか、防災については、東北の巨大堤防などについて海岸の環境保全と防災をどうするかも考える必要があると簡単にまとめた。

最後に、若井氏（元大阪産業大）より閉会の挨拶があり、自然再生と環境教育というテーマ、世代間の連続性を繋いでいく教育が重要であり、学会としてこういうテーマをさらに進めていきたいと話された。



学会事務局からのお知らせ

～新規加入会員案内～

会員名	所属	種別	関心のあるテーマ
鈴木 康久	京都産業大学現代社会学部	個人会員	水文化
河野 忠	立正大学地球環境学部	個人会員	由緒ある湧水や井戸水の歴史的背景と水利用
岸 和央	立正大学地球環境学部	個人会員	水資源と水利用
山下 秀明	スポーツ心理学研究所	個人会員	ペットボトル等のリサイクル、天然水の製造法
仲宗根 卓	宮城大学基盤教育群	個人会員	ラムサール条約、地方自治体と環境条例
高柳 春希	湯沢市ジオパーク推進協議会	個人会員	群集生態学、農業生態学
永田 謙二	独立行政法人国際協力機構	個人会員	統合水資源管理、ガバナンス、合意形成、水資源コンフリクト
高見 誠也	九州大学大学院総合理工学府	学生会員	鉄粉を用いたリン除去

学 会 誌 原 稿 募 集

水資源・環境学会では学会誌「水資源・環境研究」への投稿を募集しております。「水資源・環境研究」は、年2回、電子ジャーナルとしてJ-STAGE上で発行しており、会員の皆様に原稿を迅速に公開し、原稿の投稿機会を増やすことを目指しております。また、「論文（論説）」や「研究ノート」の他に、国内外における地域の話題や時事問題等をテーマにした「水環境フォーラム」、書評も受け付けております。

次々号（第31巻2号、2018年12月発行予定）の締め切りは、「論文（論説）」「研究ノート」は2018年7月31日、それ以外は2018年10月31日です。さらにその次の号（第32巻1号、2019年6月発行予定）の締め切りは、「論文（論説）」「研究ノート」は2019年1月31日、それ以外は2019年4月30日です。

投稿規程や執筆要領は学会ホームページ（下記URL）にあります。投稿希望の方は原稿送付状をダウンロード・ご記入の上、投稿原稿に添えて下記学会事務局まで電子メールにてご送付下さい。学会誌の内容をさらに充実させるべく、皆様の積極的な投稿をお待ちしております。

水資源・環境学会
事務局長 仁連 孝昭

（学会事務局メールアドレス） jawre@ses.usp.ac.jp

（投稿規定） <http://jawre.org/publication/index.html#issues>

（執筆要領） <http://jawre.org/publication/index.html#guidelines>

（バックナンバー目次と内容） <http://jawre.org/publication/index.html#mokuji>

■ 連絡先に変更はございませんか？

転居などともなう住所の変更で、学会からの郵便物が返送されて来る場合、登録いただいているE-mailアドレスがエラーで届かない場合が多数ございます。

所属先、連絡先などに変更がございましたら、下記学会事務局までご連絡下さい。

発行：水資源・環境学会

〒604-0022 京都市中京区室町通御池上る御池之町309番地 京都通信社内

<http://www.jawre.org/>

E-Mail: jawre@ses.usp.ac.jp